

## 税務情報

# 越境電子商取引に係る新しい租税政策の実施

中国政府が 2016 年 3 月から 4 月にかけて公布した「越境電子商取引の小売輸入に係る租税政策についての通知」(財関税[2016]18 号)、「越境電子商取引の小売輸出入商品に対する監督管理に関する事項についての公告」(税関総署公告 2016 年第 26 号)等の通達に基づき、2016 年 4 月 8 日から、越境電子商取引(以下、越境 EC)の小売輸入(企業と消費者の取引、即ち B2C)に対して新しい租税政策が実施されています。この新しい租税政策の概要について、以下に説明します<sup>1</sup>。

### 1. 背景

これまで中国に輸入される商品は一般的に、輸入関税、増値税および消費税の課される輸入貨物(注:中国語では“進口貨物”)と“行郵税”の課される輸入物品(注:中国語では“進境物品”、個人が自己使用目的で携帯して国内に持ち込む荷物または国内に郵送される物品)に分けられ、実務上、個人が越境 EC によって輸入する商品は多くの場合、輸入物品として扱われてきました。

しかし、個人の越境 EC による商品輸入に行郵税のみ課される場合、当該取引には一定の貿易属性があるにもかかわらず、国内販売用に一般貿易で輸入される貨物(以下、一般輸入貨物)よりも全体的な税負担が小さくなり、競争上の不公平が生じる可能性があります。そのため中国政府は、個人が越境 EC によって輸入する商品(以下、越境 EC の小売輸入商品)を輸入物品ではなく、輸入貨物として扱うという新しい租税政策の実施を決定しました。ただし、当該商品に対する税金(関税、増値税および消費税)は一般輸入貨物とは異なる方法で計算、徴収されることとなります。

### 2. 新政策の概要

#### (1) 従来の方針との比較

越境 EC の小売輸入商品に対する新しい租税政策と輸入物品に対する行郵税政策における主な事項の比較は下表のとおりです。行郵税政策に代えて新政策が適用されるようになった場合、越境 EC の小売輸入商品に係る税負担は、従来より大きくなる場合も小さくなる場合もあると考えられます。

<sup>1</sup> 当該政策の詳細およびデロイトのコメントについては、Tax Analysis「越境電子商取引の小売輸入に関する新しい租税政策の公布」を参照。

	越境 EC の小売輸入商品に対する新政策	輸入物品（個人による郵送物品）に対する行郵税政策
各政策が適用される取引の上限額(*1)	1 回の取引は 2,000 元、個人の年間の取引は 2 万元	原則として、1 回の取引につき、香港、マカオ、台湾からの輸入は 800 元、その他の場合は 1,000 元
課税価格	実際の取引価格（商品の小売価格、運賃と保険料を含む）	「課税価格表」に記載された固定価格（当該表に記載がない場合、同一物品、同一源泉地の直近の主要市場における小売価格）に基づき決定。 ただし、試験的運用地区の越境 EC 企業は、電子注文書の実際の販売価格を課税価格とする。
適用税率	関税税率 0% 増値税、消費税は、法定納税額の 70%を徴収	2016 年 4 月 7 日以前：10%、20%、30%、50% 2016 年 4 月 8 日以降(*2)：15%、30%、60%
免税枠	なし	輸入税額が 50 元以下の場合は免税
返品および税額還付	通関日から 30 日以内に返品する場合は、税額還付を申請可能。	なし

\*1: 当該上限額を超える場合、一般輸入貨物として扱われる。

\*2: 新政策の実施と併せて、輸入物品に適用される行郵税税率も調整された。

## (2) 新政策の適用範囲

越境 EC の小売輸入商品に対する新しい租税政策は、「越境 EC の小売輸入商品リスト」に列挙された商品に対してのみ適用されます。財政部等の関連部門が公布したリストには主に、国内に一定の消費需要があり、国際宅配、国際郵便等で輸入可能な生活消費品が列挙されていますが、当該リストは今後、状況に応じて適宜調整されることとなります。

また、新しい租税政策は、取引が次のいずれかの条件を満たす場合に適用されます。

- 税関とネットワークでつながる EC プラットフォームを通じた取引であり、取引、支払、物流の電子情報（“三単”）の照合が実現できること。
- 税関とネットワークでつながる EC プラットフォームを通じた取引ではないが、宅配、郵便企業が統一的に取引、支払、物流等の電子情報を提供でき、かつ相応の法的責任を負うことを承諾すること。

商品または取引が上記の適用条件を満たさない場合、越境 EC の小売輸入商品に対してはなお行郵税政策が適用されることとなります。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 225,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2016. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited